6　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

［一～三　略］

7　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十九号による報告書を金融庁長官に提出するものとする。

一　払戻しが完了した前払式支払手段の名称

二～四　［略］

五　法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第七号において同じ。）の総額

六　［略］

七　当該払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の払戻基準日における未使用残高の総額

8　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十号により作成した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（払戻しが認められる場合）

第四十二条　法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

［一～三　略］

四　電気通信回線を通じた不正なアクセスにより前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者が当該前払式支払手段を利用した場合その他の前払式支払手段の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがあると認められる場合であって、当該前払式支払手段の払戻しを行うことがやむを得ないときとして金融庁長官の承認を受けたとき。

2　前払式支払手段発行者は、前項第四号の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3　金融庁長官は、前払式支払手段発行者がその発行する全ての前払式支払手段の払戻しを確実に行うことができる資力を有すると認められる場合でなければ、第一項第四号の承認をしてはならない。

4　金融庁長官は、第一項第四号の承認をしたときは、別紙様式第二十二号により作成した承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第四十四条　前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　同上］

7　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

［号を加える。］

一～三　［同上］

四　法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五　［同上］

六　当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

8　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十六号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（払戻しが認められる場合）

第四十二条　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第四十四条　前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。